

保護者各位

出席停止扱いの感染症について

東邦高等学校 校長

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いとなります。診断を受けられましたら、医師の記入した「診断書」「感染症治癒証明書」もしくは保護者の記入した「り患報告書」を、学級担任にご提出ください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る)、中東呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none">・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)・百日咳・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風疹(三日はしか)・水痘(水ぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)・結核、髄膜炎菌性髄膜炎	<ul style="list-style-type: none">・発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで・解熱した後3日を経過するまで・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで・発疹が消失するまで・すべての発疹が痂皮化するまで・主要症状が消退した後2日を経過するまで・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで <p>注)ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。</p>
第3種	<ul style="list-style-type: none">・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎・その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、 溶連菌感染症(しょうこう熱)など	症状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

・「感染症治癒証明書」は診断書となりますので、文書料がかかることがあります。

保護者殿

下記報告書にご記入くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※治療を受けた医師に、必ず出席停止期間をご確認の上、ご報告ください。

※裏面に領収書（氏名・日付・医療機関名が明記されているもの）、薬の説明書、検査結果用紙（病気の名前がわかるもの）いずれかを添付してください。（添付資料はコピーをお願いします）

り患報告書

生徒氏名

_____年 _____組 _____番

氏名 _____

診断名

医療機関名

医師の診断により、

平成 _____年 _____月 _____日 より

平成 _____年 _____月 _____日 まで

出席停止期間とすることを確認しましたので、報告いたします。

平成 _____年 _____月 _____日

保護者氏名

押印

主治医殿

下記証明書にご記入くださいますよう、よろしくお願いいたします。

感染症治癒証明書

生徒氏名

_____年_____組_____番

氏名_____

診断名

出席停止期間

平成 _____年 _____月 _____日 より

平成 _____年 _____月 _____日 まで

上記の通り、証明いたします。

平成 _____年 _____月 _____日

医療機関

医師氏名

押印
不要